

会 議 の 名 称	議 会 運 営 委 員 会	開催月日・令和6年3月26日 開会時間・午前・午後9時34分 閉会時間・午前・午後9時39分
出 席 者	後藤 國弘 川柳 雅裕 後藤 徹 野口 佳宏 南谷 佳寛 山田 紘治	
欠 席 者		
オブザーバー	議長 藤川 貴雄 副議長 安井 智子	
傍 聴 者	花村 隆	
説明のために 出席した者	石黒副市長 橋本総務部長 堀議会事務局長 藤井議会総務課長 大下議会総務課課長補佐 中村議会総務課主任	
協 議 事 項	○ 追加議案について ○ 議事運営について	

【開会=午前 9 時 34 分】

後藤國弘委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。本日の委員会に傍聴の申し出があります。委員長においてこれを許可したいと思います。よろしくお願いします。

本日の審議事項はタブレットの議会運営委員会フォルダに格納したとおりであります。追加議案について等であります。まず局長より連絡事項について説明をお願いします。

議会事務局長

本日は最終日でございます。本日の会議は 9 時 50 分終了目標でよろしくご協力をお願いします。

後藤國弘委員長

次に追加議案について、執行部から説明をお願いします。副市長よろしくお願いします。

副市長

追加議案のご審議をお願いすることとなりましたので、よろしくお願いいたします。

付議する案件の内訳といたしましては、条例の一部改正 1 件でございます。それでは説明させていただきます。追加議案書の 3 ページをお願いします。「議第 36 号羽島市税条例の一部を改正する条例について」です。地方税法の一部を改正する法律等の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。追加議案とした理由といたしましては、当該法律が令和 6 年 2 月 21 日に施行されたことから、税条例を速やかに改正する必要があることによるものです。改正内容といたしましては、令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震により、住宅や家財等の資産について、損失が生じたとき、本来であれば、令和 7 年度分の個人住民税、令和 6 年分所得から、雑損控除の適用対象となりますが、特例として、令和 6 年度分の個人住民税、令和 5 年分所得において、雑損控除の適用対象とすることができる特例を設けたものでございます。この条例は、公布日から施行するものとなります。以上、今定例会においてご審議をお願いする追加議案についての概略を説明いたしました。よろしくお願いいたします。

後藤國弘委員長

よろしいでしょうか。

(意見なし)

後藤國弘委員長

執行部は退席していただいて結構です。

	(執行部退席)
後藤國弘委員長	本日提出されました「議第 1 号羽島市一般会計予算の修正案」及び追加議案の取り扱いを含む議事運営について、局長説明をお願いします。
議会事務局長	本日の追加議案の取り扱い及び本日の議事運営について説明します。 まず、議会運営委員会の委員長報告をしていただき、お手元に配布してあります議事日程のとおり、まず、審議中の案件について採決まで行いますので、付託案件の委員長報告を願い、委員長報告に対する質疑を行ったあと、討論・採決まで進めていただきます。 本日、議第 1 号羽島市一般会計予算に対する修正案が、栗津議員から提出されました。その取扱いは、付託案件に対する各委員長報告を求めたのち、提案者の栗津議員から修正案の説明を求め、原案および修正案の質疑、討論と進め、採決を行います。 採決の順は、まず討論のない審議済みの案件を簡易採決、討論のあった審議済みの議案を電子採決、次に議第 1 号に対する修正案を電子採決し、次に原案、議第 1 号を電子採決により採決まで進めていただきます。その後、先ほど副市長から説明のありました 追加議案、日程第 38 議第 36 号「羽島市税条例の一部を改正する条例について」を議題とし、説明、質疑、委員会付託を省略し、討論、採決まで進めていただきます。最後に、日程第 39 議会改革特別委員会の中間報告をしていただきますので、よろしくお願いいたします。この本会議終了後の会議について、説明させていただきます。本会議終了後、第一委員会室において、全員協議会、議員定数・報酬等検討特別委員会を開催し、その後、議会運営委員会を開催し、続いて、広報広聴委員会を開催しますので、よろしくお願いいたします。
後藤國弘委員長	よろしいでしょうか。
	(異議なし)
後藤國弘委員長	では、そのように取り計らうこととします。議長さん、何かありましたらお願いします。

後藤國弘委員長	(発言なし) それでは、これで議会運営委員会を閉会といたします。 ご苦労様でした。 【閉会＝午前 9 時 39 分】
---------	--